

訪問看護・介護予防訪問看護料金（介護保険）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割または3割の額）です。
ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分・訪問看護】

<理学療法士等が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額(自己負担額1割の場合)（=基本利用料の1割）※（注2）参照
20分	2,930円	293円

<看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額(自己負担額1割の場合)（=基本利用料の1割）※（注2）参照
20分未満	3,130円	313円
20分以上30分未満	4,700円	470円
30分以上1時間未満	8,210円	821円
1時間以上1時間30分未満	11,250円	1,125円

<准看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額(自己負担額1割の場合)（=基本利用料の1割）※（注2）参照
20分未満	2,820円	282円
20分以上30分未満	4,230円	423円
30分以上1時間未満	7,390円	739円
1時間以上1時間30分未満	11,300円	1,013円

【基本部分・介護予防訪問看護】

<理学療法士等が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額(自己負担額1割の場合)（=基本利用料の1割）※（注2）参照
20分	2,830円	283円

<看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額(自己負担額1割の場合)（=基本利用料の1割）※（注2）参照
20分未満	3,020円	302円
20分以上30分未満	4,500円	450円
30分以上1時間未満	7,920円	792円
1時間以上1時間30分未満	10,870円	1,087円

<准看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額(自己負担額1割の場合)(=基本利用料の1割)※(注2)参照
20分未満	2,720円	272円
20分以上30分未満	4,050円	405円
30分以上1時間未満	7,130円	713円
1時間以上1時間30分未満	9,790円	979円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金(自己負担額1割の場合)
夜間・早朝・深夜加算	夜間(18時~22時)又は早朝(6時~8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜(22時~翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	5,740円	574円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	20,000円	2,000円
看護体制強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	5,500円	550円
看護体制強化加算(予防)	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	1,000円	100円

サービス提供体制強化加算（I）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合	60円	6円
複数名訪問看護加算 I	2人の看護師等による場合（30分未満）	2,540円	254円
	2人の看護師等による場合（30分以上）	4,020円	402円
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で1時間30分以上の訪問看護を行なった場合（1回につき）	3,000円	300円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ① 事業所と同一の建物に居住する利用者 ② 一月あたり利用者が50人以上居住する建物の利用者 ③ 一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用	①・③上記基本部分の90% ②上記基本部分の85%	
理学療法士による予防訪問看護	令和3年4月から12月超の利用者に理学療法士が訪問看護を行った場合	基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）
		1回につき50円	1回につき5円

【その他保険適用外料金】

要件	料金
・1時間30分を超える訪問看護（特別管理加算算定者以外）	1,500円 / 60分毎
・介護保険適用外 （居宅以外の場所、外出等での訪問看護。死亡診断後の訪問看護）	日中 4,000円 / 30分毎 夜間・早朝 5,000円 / 30分毎 深夜 6,000円 / 30分毎
・吸引器レンタル 緊急時使用するため （常時必要と判断された場合はレンタルか購入していただきますようお願いいたします。）	1回 1,000円 / 1ヶ月以内
・エンゼルケア	10,000円
・介護用品等の実費・・・オムツ・使い捨て手袋・ガーゼ等衛生材料・お薬BOX等	

なお「訪問看護指示書」の交付により文書料として自己負担が発生します。